

埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第6号

埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則に関する規則（昭和14年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「認定に関する通知書」を「認定通知書」に改める。

第3条中「認定拒否に関する通知書」を「認定に関する通知書」に改める。

第5条の表を次のように改める。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------------|----------------|---|
| 第11条第2項各号列記以外の部分 | 前項の選任の届出書 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項に規定する申請書及び法第5条第1項第4号に規定する事項の変更に係る法第8条第1項の規定による変更届出書 |
| | 当該各号に掲げる書類 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。以下「府令」という。）で読み替えて適用する道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「読替え後の道路交通法施行規則」という。）第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の公安委員会が認定した者に該当することを証するための資料として、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号で規定する書面で、安全運転管理者又は副安全運転管理者の運転記録の証明に関する事項を記載したもの |
| 第12条第1項 | 規則第9条の9第1項第2号 | 読替え後の道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号 |
| | 別記様式第12の申請書2通を | 教習申請書（別記様式第6号）2通をその主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して |
| 第12条第2項 | 別記様式第13の修了証書 | 教習修了証書（別記様式第7号） |
| 第13条 | 法第74条の3第6項の規定 | 読替え後の道路交通法第74条の3第6項の規定 |
| | 安全運転管理者等 | 安全運転管理者又は副安全運転管理者 |
| | 別記様式第13の2の命令書 | 解任命令書（別記様式第8号） |
| 第14条 | 法第74条の3第8項の規定 | 読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定 |
| | 自動車の使用者 | 自動車運転代行業者 |
| | 別記様式第14の命令書 | 是正措置命令書（別記様式第8号の2） |

別記様式第1号を次のように改める。

第 号

認定通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。

認定番号 第 号

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

別記様式第2号を次のように改める。

第 号

認定に関する通知書

住 所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定により認定しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号を次のように改める。

（表面）

| | | |
|--|----------|---|
| | 第 | 号 |
| 認定取消処分通知書 | | |
| 認定年月日 | | |
| <u>認定番号</u> | | |
| 住所 | | |
| 氏名又は名称 | | 殿 |
| <p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。</p> | | |
| 理由 | | |
| 年 | 月 | 日 |
| | 埼玉県公安委員会 | 印 |

裏面に教示文があります。

(裏面)

教 示 文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。